

## 遠野市次世代スポーツ選手全国大会等出場補助金交付要綱

制 定 平成31年 3月29日 告示第 62号  
一部改正 令和 2年12月11日 告示第237号

### (趣旨)

第1条 この告示は、遠野の次世代を担う児童生徒のスポーツの普及振興と競技力向上を図るため、スポーツ競技の全国大会等に出場する際の派遣費等について予算の範囲内で補助金を交付することに関し遠野市補助金交付規則（平成17年遠野市規則第65号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) スポーツ競技大会 公益財団法人日本スポーツ協会及び小学校、中学校、高等学校等の競技種目に係る大会のうち、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、親睦、交流又は練習を主たる目的とするものを除く。

ア 日本スポーツ協会等が主催する大会で、予選大会又は選考会を経て市外で開催される全国大会及び国際大会

イ 全国高等学校サッカー選手権大会

ウ ア及びイに掲げるもののほか、全国的な大会であって、市長が特に認める大会

(2) 次世代スポーツ選手 スポーツ活動を行う者で、市内に住所を有し、又は市内の小学校、中学校若しくは高等学校に在籍している児童生徒のうち、スポーツ競技大会の選手登録をしたものをいう。

(3) スポーツ団体 市内に活動の拠点を有し、スポーツ競技大会に出場する次世代スポーツ選手又は次世代スポーツ選手の在籍するチームが所属する団体及び市内の学校をいう。

### (補助金の交付対象)

第3条 補助金は、次のいずれかに該当しスポーツ競技大会に出場する次世代スポーツ選手又はスポーツ団体（以下「交付対象者」という。）に対し交付する。

(1) 本市を含む地区の予選大会を経てスポーツ競技大会に出場するもの

(2) スポーツ競技大会の実施要項等で規定された標準記録等に到達して出場するもの

(3) 競技団体等の推薦により出場するもの

2 交付対象者のうち、スポーツ競技大会（全国高等学校サッカー選手権大会を除く。）の出場に当たり別の補助金等の交付を受けるものは、この補助金を交付しない。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表第1に定める額とする。

### (補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、規則第4条に規定する申請に当たっては、スポーツ競技大会が開催される15日前までに遠野市次世代スポーツ選手全国大会等出場補助金交付申請書（様式第1号）に別表第2に掲げる書類を添

え、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、規則第5条第1項の規定によりその内容を審査し、交付の適否を決定し、遠野市次世代スポーツ選手全国大会等出場補助金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)により申請者に通知する。

(補助金の交付請求)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた申請者は、スポーツ競技大会が終了した日から起算して15日以内に、遠野市次世代スポーツ選手全国大会等出場補助金請求(精算)書(様式第5号)に別表第3に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

(前金払の請求)

第8条 補助金の前金払を受けようとする申請者は、遠野市次世代スポーツ選手全国大会等出場補助金前金払請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(平成31年3月29日告示第62号)

(施行期日)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年12月11日告示第237号)

(施行期日)

1 この告示は、令和2年12月11日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の遠野市次世代スポーツ選手全国大会等出場補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の交付申請に係る補助金について適用し、同日前の交付申請に係る補助金については、なお従前の例による。

別表第1（第4条関係）

(1) 第2条第1号ア及びウに係る補助金の額

区分	開催地	次世代スポーツ選手1人当たりの額
全国大会	東北地方以内（市外）	5,000円
国際大会	東北地方以外	10,000円

備考

1 補助金の額は、一の大会につき上記の額に出場する次世代スポーツ選手の人数を乗じて得た金額とする。

2 補助金の交付は、次世代スポーツ選手1人当たり1年につき1度に限り。

(2) 第2条第1号イに係る補助金の額

大会名	1校当たりの額
全国高等学校サッカー選手権大会	3,000,000円

備考 上記大会に出場し特に優秀な成績を収めたときその他市長が特に必要と認める事由が生じたときは、上記金額に市長が別に定める額を加算することができる。

別表第2（第5条関係）

申請者の区分	提出を要する添付書類	様式
1 次世代スポーツ選手	(1) 大会出場計画書 (2) 大会の開催要項 (3) 出場者名簿 (4) 予選会等の実績を証する書類等 (5) その他市長が必要と認める書類	第2号
2 スポーツ団体	(1) 大会出場計画書 (2) 収支予算書 (3) 大会の開催要項 (4) 出場者名簿 (5) 予選会等の実績を証する書類等 (6) その他市長が必要と認める書類	第2号 第3号

別表第3（第7条関係）

申請者の区分	提出を要する添付書類	様式
1 次世代スポーツ選手	(1) 大会出場実績書 (2) スポーツ競技大会に出場したことを証する書類等 (3) その他市長が必要と認める書類	第2号
2 スポーツ団体	(1) 大会出場実績書 (2) 収支精算書 (3) スポーツ競技大会に出場したことを証する書類等 (4) その他市長が必要と認める書類	第2号 第3号